吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面）

令和 3 年 10 月 1 日

株式会社サイネックス

株式会社サイネックス・ネットワーク

令和 3 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

大阪市天王寺区上本町五丁目 3 番 15 号
株式会社サイネックス
代表取締役　村　田　吉　優

大阪市中央区瓦屋町三丁目 6 番 13 号
株式会社サイネックス・ネットワーク
代表取締役　浅　田　秀　樹

株式会社サイネックス・ネットワーク（以下、「分割会社」といいます。）と株式会社サイネックス（以下、「承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社との間で締結した令和 3 年 7 月 19 日付分割契約書に基づき、令和 3 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社が e コマース事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式吸収分割、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割となるため、両社の株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

1．本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
令和 3 年 10 月 1 日

2．分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）株主による吸収分割差止請求手続
会社法第 784 条の 2 に基づく株主による吸収分割差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続

分割会社は承継会社の完全子会社であったため、反対株主からの株式買取請求について該当がありませんでした。

（３）新株予約権者の新株予約権買収請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

（４）債権者保護手続

本件分割において、分割会社は会社法第 789 条第 2 項に基づき、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、令和 3 年 8 月 12 日付で官報公告を行い、また、知れている債権者に対して各別の催告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．承継会社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第３号）

（１）株主による吸収分割差止請求手続

本件分割は、会社法第 796 条第２項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の２に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。なお、本件分割において、承継会社は会社法第 797 条第３項及び第４項の規定に基づき、本件分割に反対する株主は一定の期間内にこれを申し出るよう令和３年８月 12 日付で開始した電子公告を行いましたが、所定の期間内に会社法第 796 条第３項の通知をした株主はおりませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 796 条第２項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

（３）債権者保護手続

本件分割において、承継会社は会社法第 799 条第２項及び第３項の規定に基づき、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう令和３年８月 12 日付で官報公告及び令和３年８月 12 日付で開始した電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

４．本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である令和 3 年 10 月 1 日をもって、分割会社から、本件分割契約に定める分割会社の e コマース事業に関する資産、負債、契約上の地位、及びその他の権利義務を承継しました。

５．本件分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

令和 3 年 10 月 1 日（予定）

６．その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上